

【新旧対照表】

《 スマリボ特約 》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

現行	改定後	備考
<p>第2条（定義）</p> <p>1. 本サービスとは、会員規約第21条第2項第1号に基づき、本会員の全てのショッピング利用代金の支払いをショッピングリボ払いとするサービスであって、その名称を「スマリボ」とするものをいいます。ただし、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには本特約は適用されません。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>1. 本サービスとは、会員規約第21条第2項第1号に基づき、本会員の全てのショッピング利用代金の支払いをショッピングリボ払いとするサービスをいいます。ただし、一部の電子マネーの入金<u>一部の加盟店の利用</u>、カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものには本特約は適用されません。</p>	<p>【改定】</p> <p>サービス改定に伴い修正</p>